

議会基本条例案（本文・逐条解説）に対する意見の
法制的な視点、用字用語の使い方等への対応（案）

- 【前文】
- ・ 1点目 **本文** 市側提案のとおり
 - ・ 2点目 **本文** 例えば「市政発展のため不断の努力を重ねる」とする。
- 【第2条】
- ・ 1点目 **本文** 市側提案のとおり
 - ・ 2点目 **解説** 「住民」と変更する
 - ・ 3点目 **解説** 「重要な議会の役割」を「二元代表制の一翼を担う議会としての重要な役割」とする。
- 【第3条】
- ・ 1点目 **解説** 変更しない。一般的な考え方を示したもので現段階では具体的に記述できないため
 - ・ 2点目 **解説** 市側提案のとおり
- 【第4条】
- ・ 1点目 **解説** 市側提案のとおり
- 【第5条】
- ・ 1点目 **本文** 変更しない。義務が課されているという強い表現としたいため
 - ・ **解説** 「倫理観が求められている」とする。
- 【第6条】
- ・ 1点目 **本文** 第4項を削除する
 - ・ 2点目 **本文・解説** 第4項の削除で解説も削除する。
- 【第7条】
- ・ 1点目 **本文** 変更しない。説明責任を果たすための手段の全てが議会報告会等ではない。今までなかった新たな手法を追加したので、できる規定とした。
- 【第12条】
- ・ 1点目 **本文** 市側提案のとおり
 - ・ 2点目 **本文** 変更しない。この条例の見直し以外に、別に条例で定めることも可能である。
- 【第15条】
- ・ 1、2点目 **本文・解説** 市側提案のとおり
- 【第18条】
- ・ 1点目 **本文** 「議会は、二元代表制としての機能を充実させるために必要な予算の確保に努めるものとする」とする。
 - ・ **解説** 「この条では、」の次を「議会は、二元代表制としての機能を充実させるために必要な予算の確保に努めることを規定しました」とする。
- 【共通事項】
- ・ 1、2点目 変更しない。一般的な使い方、意味の違いはない。
 - ・ 3点目（第2条第1項、第20条に「住民」がある）
変更しない。（自治基本条例の逐条解説でも説明はない）